

別添 モデル要綱

山梨県立図書館の個人情報の保護に関する要綱

(○年○月○日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、指定管理者である■■■（以下「指定管理者」という。）が山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の管理を通じて取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるもののほか次の各号に定めるところによる。

- (1) 政令 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
- (2) 個人情報保護委員会規則 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号）

(基本的な考え方)

第3条 指定管理者及びその職員又は役員（以下「役職員」という。）は、個人情報保護法及び番号法の規定を遵守するとともに、この要綱に基づき、施設の管理を通じて取り扱う個人情報の保護を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、この要綱を施行するに当たり、個人情報保護法及び番号法の目的の通り適切な運用を行うものとする。

(利用目的の特定)

第4条 指定管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 指定管理者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報（特定個人情報に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

- 2 指定管理者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等に個人情報を提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 4 指定管理者は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。
- 5 第3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 番号法第9条第4項の規定に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 指定管理者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 指定管理者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 指定管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報（特定個人情報に該当するものを除く。）を取得してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（指定管理者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(6) 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則第6条で定める者により公開されている場合

(7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令第9条で定める場合

3 指定管理者は、前項第1号に掲げる場合を除くほか、要配慮個人情報（特定個人情報に該当するものに限る。）を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 指定管理者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより指定管理者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 指定管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(責任体制の明確化)

第10条 指定管理者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど責任体制を整備するものとする。

(役職員に対する教育及び研修の実施)

第11条 指定管理者は、施設の管理を行う役職員に対し、次の各号に掲げる事項を説明するほか、この要綱に基づく個人情報の取扱いの実施に必要な教育及び研修を行うもの

とする。

- (1) 在職中及び退職後においても施設の管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。
- (2) 施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、又はその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報保護法第176条又は第180条の罰則により処罰されることがあること。

(個人情報の適切な管理)

第12条 指定管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する措置とは別に、施設の管理の業務において取り扱う個人情報に対し、個人情報保護法第66条第1項に基づき行政機関等の長が講じる措置に準じた措置を講じなければならない。

(特定個人情報の取扱い)

第13条 特定個人情報の取扱いにあつては、番号法及びこの要領に定めのあるもののほか、指定管理者が別に定めるものとする。

(従業者の監督)

第14条 指定管理者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該保有個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託)

第15条 指定管理者は、施設の管理の業務に関する保有個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、個人データ又は施設の管理の業務に関する保有個人情報（以下この項において「個人データ等」という。）の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第16条 指定管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則第7条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、指定管理者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であつて、個人情報保護委員会規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱

事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、指定管理者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、施設の管理の業務に関する個人情報の漏えい、滅失、毀損に係る事件又は事故（以下「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を知事に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、知事の指示に従うものとする。
- 4 指定管理者は、前項の事件等が発生したときは、知事が、指定管理者の名称を含む当該事件等の概要の公表を必要に応じ行うことを受忍するものとする。

（第三者提供の制限）

第17条 指定管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（特定個人情報に該当するものを除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供してはならない。

（1）法令の規定に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（5）当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 2 指定管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則第11条第1項から第3項で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第7条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

（1）第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第20条第1項第1号及び第22条第1項第1号において同じ。）の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第11条第4項で定める事項

3 指定管理者は、前項第1号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則第11条第1項から第3項で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 指定管理者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 指定管理者は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

6 指定管理者は、第2項の規定に定める方法により、提供しようとする個人データに施設の管理の業務に関する保有個人情報が含まれているときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

7 指定管理者は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 指定管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第21条第1項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の

水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第15条第1項で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第三項において「相当措置」という。))を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 指定管理者は、個人情報を外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第19条 指定管理者は、個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条(第21条第3項において読み替えて準用する場合を含む。))において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則第20条で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第17条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第21条で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第20条 指定管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第17条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 指定管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則第24条で定める事項に関する記録を作成しなけ

ればならない。

- 3 指定管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則第25条で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第21条 指定管理者は、第三者が個人関連情報（個人情報保護法第2条第7項に規定する「個人関連情報」をいう。ただし、個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第17条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が指定管理者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第18条第3項の規定は、前項の規定により指定管理者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

- 3 前条第2項及び第3項までの規定は、第1項の規定により指定管理者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第22条 指定管理者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 指定管理者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第24条第1項若しくは第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定による求めに応じる手続（第28条第2項の規定による手数料の額を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令第10条で定めるもの

- 2 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則第30条で定める方法により当該本人が求めた方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 指定管理者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が求めた方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同じ項の規定は、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第19条第1項及び第20条第2項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令第11条で定めるものを除く。第27条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第24条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第25条 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の規定に違反して取り扱われているという理由、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第17条第1項又は第18条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを指定管理者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第16条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあり、かつ当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 指定管理者は、第1項若しくは第3項の規定による求めに係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは第3項の規定による求めに係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第26条 指定管理者は、第22条第3項、第23条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第24条第2項又は前条第4項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

- 第27条 指定管理者は、第22条第2項、第23条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）、第24条第1項若しくは第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定による求め（以下「開示等の求め」という。）に関し、政令第12条で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。
- 2 指定管理者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、指定管理者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令第13条で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 指定管理者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

- 第28条 指定管理者は、第22条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第23条第1項の規定による開示の求めを受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 前項の手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で定めるものとし、その額は別紙のとおりとする。

(苦情の処理)

- 第29条 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(実地検査等)

- 第30条 知事は、指定管理者による施設の管理の業務に関する保有個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は指定管理者に対して説明若しくは報告をさせることができる。
- 2 知事は、指定管理者による施設の管理の業務に関する保有個人情報の取扱いの状況が不適當であると認めるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(補則)

- 第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、○年○月○日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に作成し、又は取得した個人情報について、適用する。